平成３０年（フ）第２６号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘３丁目31－２エルクレシェンドⅠ－203、住民票上の住所茨城県守谷市立沢2046番地の９
債務者　中山　祐司
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第３２号
茨城県土浦市西根南１丁目７番６号
債務者　岩瀬　和彦
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第８５号
埼玉県朝霞市岡３丁目24番11号
債務者　齊藤久美子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目30番５号　白百合荘　101号、旧住所埼玉県川口市南鳩ヶ谷１丁目15番16号　ハイツ鳩ヶ谷202号
債務者　坂路　政則
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
さいたま市桜区田島５丁目14番24号　ノルド西浦和106
債務者　竹田　良介
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第２０３号
さいたま市見沼区大字新堤146番地10　ソフィア七里202号室
債務者　古澤　勝巳
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸４丁目８番21号
債務者　小田　育男
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
埼玉県草加市金明町372番地１　ウインズステージ403号
債務者　嶋田　智一
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第６６号
埼玉県草加市花栗４丁目10番１－102号
債務者　大山　　聡
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第８３号
埼玉県八潮市大字南川崎85番地１　プロムナード203
債務者　藤澤　君江
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第９２号
埼玉県草加市中根１丁目６番18－302号
債務者　大坪由美子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第４号
京都府京丹後市峰山町杉谷37番地
債務者　増田　　亨
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで京都地方裁判所宮津支部

平成２９年（フ）第３５７号
高知市大津甲1142番地13
債務者　中山　文喜
1　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月８日まで高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第１５６号
札幌市白石区菊水２条１丁目８番７－403号
債務者　小山　克也
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２３６号
札幌市清田区北野２条３丁目11番13－207号
債務者　折田いつみ
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２４７号
北海道江別市新栄台44番地の５
債務者　吉井　里美（旧姓牛澤）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３００号
札幌市豊平区中の島２条２丁目６番17号　第12ハイツノースリバー中の島303号
債務者　堤　　義信
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月９日まで札幌地方裁判所民事第４部